

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国反スパイ法

（2014年11月1日第12期全国人民代表大会常務委員会第11回会議採択
2023年4月26日第14期全国人民代表大会常務委員会第2回会議改正）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 安全防止
- 第3章 調査処理
- 第4章 保障及び監督
- 第5章 法的責任
- 第6章 附則

第1章 総則

第1条 反スパイ業務を強化し、スパイ行為を防止、制止及び懲罰し、国家の安全を守り、人民の利益を保護するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 反スパイ業務では、党中央の集中統一的指導を堅持し、総体的国家安全観を堅持し、公開業務と秘密業務との組合せ及び専門業務と大衆路線との組合せを堅持し、積極的な防御、法による懲罰及び根幹・表層両方の取締りを堅持して、国家の安全に係る人民防衛線を打ち固める。

第3条 反スパイ業務は、法により行い、人権を尊重及び保障し、個人及び組織の適法な権益を保障しなければならない。

第4条 本法において「スパイ行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (一) スパイ組織及びその代理人が実施し、若しくは指図・資金援助して他人に実施させ、又は国内外の機構・組織・個人がそれらと結託して実施する、中華人民共和国の国家の安全に危害を及ぼす活動
- (二) スパイ組織に参加すること、スパイ組織及びその代理人の任務を引き受けること、又はスパイ組織及びその代理人と通じること
- (三) スパイ組織及びその代理人以外のその他の国外の機構・組織・個人が実施し、若しくは指図・資金援助して他人に実施させ、又は国内の機構・組織・個人がそれらと結託して実施する、国家秘密・情報並びにその他国家の安全及び利益に関係する文書・データ・資料・物品を窃取、偵察、買収若しくは不法提供し、又は反逆するよう国家の職員を扇動、誘導、強迫若しくは買収する活動
- (四) スパイ組織及びその代理人が実施し、若しくは指図・資金援助して他人に実施させ、又は国内外の機構・組織・個人がそれらと結託して実施する、国家機関、秘密に関

わる単位又は重要情報インフラ等を対象としたサイバー攻撃、侵入、妨害、制圧、破壊等の活動

(五) 敵に攻撃目標を指示すること

(六) その他のスパイ活動を行うこと

スパイ組織及びその代理人が中華人民共和国領域内において、又は中華人民共和国の公民、組織若しくはその他の条件を利用して、第三国を対象としたスパイ活動に従事し、中華人民共和国の国家の安全に危害を及ぼした場合には、本法を適用する。

第5条 国は、反スパイ業務調整メカニズムを確立して、反スパイ業務中の重大事項を統一的に計画・調整し、反スパイ業務中の重大問題を検討及び解決する。

第6条 国家安全機関は、反スパイ業務の主管機関である。

公安、秘密保持等の関係部門及び軍隊関係部門は、職責分担に従い、緊密に連携し、調整を強化し、関係業務を法により適切に行う。

第7条 中華人民共和国の公民は、国家の安全、荣誉及び利益を守る義務を有し、国家の安全、荣誉及び利益に危害を及ぼす行為を働いてはならない。

一切の国家机关及び武装力量、各政党及び各人民団体、企業・事業組織並びにその他の社会組織はいずれも、スパイ行為を防止及び制止し、国家の安全を守る義務を有する。

国家安全機関は、反スパイ業務において、人民の支持に依拠し、人民を動員及び組織してスパイ行為を防止及び制止させなければならない。

第8条 いずれの公民及び組織も、法により反スパイ業務に支援・協力し、知り得た国家秘密及び反スパイ業務に係る秘密を保持しなければならない。

第9条 国は、反スパイ業務に支援・協力する個人及び組織に対して、保護を与える。

スパイ行為を通報し、又は反スパイ業務において重大な貢献を果たした個人及び組織に対しては、国の関係規定に従い、表彰及び報奨を与える。

第10条 国外の機構・組織・個人が実施し、若しくは指図・資金援助して他人に実施させ、又は国内の機構・組織・個人が国外の機構・組織・個人と結託して実施した、中華人民共和国の国家の安全に危害を及ぼすスパイ行為はいずれも、法の追及を受けなければならない。

第11条 国家安全機関及びその職員は、業務において、厳格に法により取り組まなければならない。職権の逸脱及び職権の濫用をしてはならず、個人及び組織の適法な権益を侵害してはならない。

国家安全機関及びその職員が反スパイ業務に係る職責を法により履行して入手した個人及び組織の情報は、反スパイ業務にのみ用いることができる。国家秘密・業務秘密・商業秘密及び個人のプライバシー・個人情報に該当するものに対しては、秘密保持しなければならない。

第2章 安全防止

第12条 国家机关、人民団体、企業・事業組織及びその他の社会組織は、当該単位の反スパイ安全防止業務の主体责任を負い、反スパイ安全防止措置を具体化し、当該単位の人員に対して国家の安全を守る教育を行い、当該単位の人員を動員及び組織してスパイ行為を防止及び制止させる。

地方の各級人民政府及び関連業種主管部門は、職責分担に従い、当該行政区域又は当該業種に係る反スパイ安全防止業務を管理する。

国家安全機関は、反スパイ安全防止業務を法により調整指導及び監督検査する。

第13条 各級人民政府及び関係部門は、反スパイ安全防止宣伝教育を組織・展開し、反スパイ安全防止知識を教育、研修及び法常識普及宣伝の内容に組み入れて、全人民の反スパイ安全防止意識及び国家の安全に係る素養を高めなければならない。

ニュース、ラジオ、テレビ、カルチャー、インターネット情報サービス等の単位は、反スパイ宣伝教育を、社会に向け、対象を明確に打ち出して展開しなければならない。

国家安全機関は、反スパイ安全防止に係る情勢に基づき、関係単位による反スパイ宣伝教育活動の展開を指導し、防止の意識及び能力を向上させなければならない。

第14条 いかなる個人及び組織も、国家秘密に該当する文書、データ、資料及び物品を不法に入手及び所持してはならない。

第15条 いかなる個人及び組織も、スパイ活動の特殊ニーズに係る専用スパイ器材を不法に生産、販売、所持及び使用してはならない。専用スパイ器材は、國務院の国家安全主管部門が国の関係規定に基づいて確認する。

第16条 いずれの公民及び組織も、スパイ行為を発見した場合には、遅滞なく国家安全機関に通報しなければならない。公安機関等その他の国家機関・組織に通報した場合には、関連の国家機関・組織は、直ちに国家安全機関に移送して処理させなければならない。

国家安全機関は、通報を受理する電話、メール、オンラインプラットフォーム等を社会に公開し、通報情報を法により遅滞なく処理し、かつ、通報人のために秘密保持しなければならない。

第17条 国は、反スパイ安全防止重点単位管理制度を確立する。

反スパイ安全防止重点単位は、反スパイ安全防止業務制度を確立し、反スパイ安全防止業務要求を履行し、内部に設置された職能部門及び人員が反スパイ安全防止職責を負う旨を明確にしなければならない。

第18条 反スパイ安全防止重点単位は、職員に対する反スパイ安全防止の教育及び管理を強化し、秘密保持のための行動制限管理期間内における離任離職者の反スパイ安全防止義務の履行状況について監督検査を行わなければならない。

第19条 反スパイ安全防止重点単位は、秘密に関わる事項、場所、媒体等に対する日常的な安全防止管理を強化し、分離・堅牢化、閉鎖管理、警戒設置等反スパイに係る物理的防止措置を講じなければならない。

第20条 反スパイ安全防止重点単位は、反スパイに係る技術的防止の要求及び標準に従い、相応の技術措置及びその他の必要措置を講じて、急所となる部門部位、ネットワーク施設及び情報システムに対する反スパイに係る技術的防止を強化しなければならない。

第21条 重要な国家機関、国防軍需単位及び秘密に関わるその他の重要単位並びに重要軍事施設の周辺安全コントロール区域内において建設プロジェクトを新設、改築又は拡張する場合には、国家安全事項に関わる建設プロジェクト許可を国家安全機関が実施する。

県級以上の地方の各級人民政府は、国民経済及び社会発展計画、国土空間計画等の関係計画を作成する場合には、国家の安全に係る要素及び画定された安全コントロール区域を十分に考慮し、国家安全機関の意見を求めなければならない。

安全コントロール区域の画定にあたっては、発展と安全を統一的に計画し、科学的か

つ合理的及び確実な必要性の原則を堅持して、国家安全機関が発展改革、自然資源、住宅都市農村建設、秘密保持、国防科技工業等の部門及び軍隊関係部門と共同してともに画定し、省・自治区・直轄市の人民政府に報告して承認を受け、かつ、動的調整しなければならない。

国家安全事項に関わる建設プロジェクト許可の具体的な実施方法については、國務院の国家安全主管部門が関係部門と共同して制定する。

第22条 国家安全機関は、反スパイ業務の必要に基づき、関係部門と共同して反スパイ技術的防止標準を制定し、関係単位による反スパイ技術的防止措置の具体化を指導することができ、潜在的な危険性が存在する単位に対しては、厳格な承認手続を経て、反スパイ技術的防止検査及び測定を行うことができる。

第3章 調査処理

第23条 国家安全機関は、反スパイ業務中に、本法及び関係する法律に定める職権を法により行使する。

第24条 国家安全機関の職員は、反スパイ業務の任務を法により執行する際に、規定により職員証を提示した上で、中国公民又は国外人員の身分証明を確認し、関係する個人及び組織に関係状況を尋ねることができ、身分が不明であり、スパイ行為の嫌疑のある人員に対しては、その所持品を検査することができる。

第25条 国家安全機関の職員は、反スパイ業務の任務を法により執行する際に、区を設置した市級以上の国家安全機関の責任者の承認を経て、職員証を提示した上で、関係する個人及び組織の電子設備・施設及び関係するプログラム・ツールを確認することができる。確認中に、国家の安全に危害を及ぼす事由の存在を発見した場合には、国家安全機関は、措置を講じて直ちに改善するよう命じなければならない。改善を拒絶した場合又は改善後に国家の安全に危害を及ぼす潜在的な危険性がなお存在する場合には、封印・差押えをすることができる。

前項の規定により封印・差押えがされた電子設備・施設及び関係するプログラム・ツールに対しては、国家の安全に危害を及ぼす事由が消滅した後に、国家安全機関は、封印・差押えを遅滞なく解除しなければならない。

第26条 国家安全機関の職員は、反スパイ業務の任務を法により執行する際に、国の関係規定に基づき、区を設置した市級以上の国家安全機関の責任者の承認を経て、関係する文書・データ・資料・物品を閲覧・取寄せすることができ、関係する個人及び組織は、これに協力しなければならない。閲覧・取寄せは、反スパイ業務の任務執行に必要な範囲及び限度を超えてはならない。

第27条 本法の違反者を呼び出して調査を受けさせる必要がある場合には、国家安全機関の担当部門の責任者の承認を経て、呼出状を使用して呼び出す。現場で発見された本法の違反者に対しては、国家安全機関の職員は、規定により職員証を提示した上で、口頭で呼び出すことができる。但し、尋問調書にその旨を明記しなければならない。呼出しの原因及び根拠については、呼出しを受けた者に告知しなければならない。正当な理由なく拒絶して呼出しに応じず、又は呼出しから逃れた者については、強制呼出をすることができる。

国家安全機関は、呼出しを受けた者の所在する市若しくは県内の指定場所又はその住所において、尋問を行わなければならない。

国家安全機関は、呼出しを受けた者に対し、遅滞なく尋問取調べをしなければならない。尋問取調べの時間は、8時間を超えてはならない。状況が複雑であり、行政拘留が適用される虞又は犯罪の嫌疑に関わる虞がある者については、尋問取調べの時間は、24時間を超えてはならない。国家安全機関は、呼出しを受けた者のために、必要な飲食及び休憩時間を与えなければならない。連続呼出しは、厳禁とする。

通知することができない状況又は調査の妨げとなる虞がある状況を除き、国家安全機関は、呼出しを受けた者の家族に、呼出しの原因を遅滞なく通知しなければならない。上記の状況が解消した後には、呼出しを受けた者の家族に直ちに通知しなければならない。

第28条 国家安全機関は、スパイ行為を調査する場合には、区を設置した市級以上の国家安全機関の責任者の承認を経て、スパイ行為の嫌疑に関わる者の身体、物品及び場所に対して法により検査を行うことができる。

女性を身体検査する場合には、女性職員が行わなければならない。

第29条 国家安全機関は、スパイ行為を調査する場合には、区を設置した市級以上の国家安全機関の責任者の承認を経て、スパイ行為の嫌疑に関わる人員の関連財産情報を照会することができる。

第30条 国家安全機関は、スパイ行為を調査する場合には、区を設置した市級以上の国家安全機関の責任者の承認を経て、スパイ行為に用いられたという嫌疑に関わる場所、施設又は財物に対し、法により封印、差押え及び凍結をすることができる。調査対象のスパイ行為と関係のない場所、施設又は財物を封印、差押え及び凍結してはならない。

第31条 国家安全機関の職員は、反スパイ業務中に、閲覧、取寄せ、呼出し、検査、照会、封印、差押え、凍結等の措置を講ずる場合には、2人以上で行い、関係規定により職員証及び関連する法律文書を提示し、かつ、関係する調書等の書面資料に関連人員が署名・捺印しなければならない。

国家安全機関の職員は、検査、封印、差押え等の重要な証拠収集業務を行う場合には、全過程について録音録画を行い、調査に備えて保管しなければならない。

第32条 国家安全機関がスパイ行為に関する状況を調査把握し、及び関係証拠を収集する際に、関係する個人及び組織は、それらをありのままに提供しなければならない、拒絶してはならない。

第33条 出国後に、国家の安全に危害をもたらす虞又は国家の利益に重大な損失をもたらす虞がある中国公民について、国务院の国家安全主管部門は、その出国を一定期間内許可しない旨を決定し、かつ、移民管理機構に通知することができる。

スパイ行為の嫌疑に関わる人員について、省級以上の国家安全機関は、その出国を許可しない旨を移民管理機構に通知することができる。

第34条 入国後に中華人民共和国の国家の安全に危害を及ぼす活動を行う虞がある国外人員について、国务院の国家安全主管部門は、その入国を許可しない旨を移民管理機構に通知することができる。

第35条 国家安全機関が出国不許可又は入国不許可の旨を通知した人員について、移民管理機構は、国の関係規定に従って執行しなければならない。出国・入国の不許可事由が

解消した場合には、国家安全機関は、遅滞なく出国・入国の不許可決定を取り消し、かつ、移民管理機構に通知しなければならない。

第36条 国家安全機関は、スパイ行為に関わるネットワーク情報コンテンツ又はサイバー攻撃等のリスクを発見した場合には、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」に定める職責分担により、関係部門に遅滞なく知らせて、当該関係部門に法により処理させ、又は当該関係部門から電信業務事業者及びインターネット・サービス・プロバイダに対し、脆弱性の修復、サイバープロテクションの強化、伝送の停止、プログラム及びコンテンツの消去、関連サービスの一時停止、関連アプリケーションの取扱停止、関連ウェブサイトの閉鎖等の措置を遅滞なく講じ、関連記録を保存するよう命じさせなければならない。緊急を要し、直ちに措置を講じなければ、国家の安全に重大な危害をもたらすことになる場合には、脆弱性の修復、関連する伝送の停止及び関連サービスの一時停止を国家安全機関が関係単位に命じ、かつ、関係部門に知らせる。

関連措置を講じた結果、上記の情報コンテンツ又はリスクが既に除去された場合には、国家安全機関及び関係部門は、関連する伝送及びサービスの再開決定を遅滞なく下さなければならない。

第37条 国家安全機関は、反スパイ業務の必要のために、国の関係規定に基づき、厳格な承認手続を経て、技術的捜査措置及び身分保護措置を講ずることができる。

第38条 本法の規定に違反し、犯罪の嫌疑に関わる場合において、関係事項が国家秘密又は情報に該当するか否かについて鑑定を行う必要があるもの及び危害の結果について評価を行う必要があるものに対しては、国の秘密保持部門又は省・自治区・直轄市の秘密保持部門が手続に従って一定の期間内に鑑定を行い、及び評価を組織する。

第39条 国家安全機関は、調査を経て、スパイ行為が犯罪の嫌疑に関わることを発見した場合には、「中華人民共和国刑事訴訟法」の規定により立件捜査しなければならない。

第4章 保障及び監督

第40条 国家安全機関の職員は、法により職責を履行し、法律による保護を受ける。

第41条 国家安全機関が法によりスパイ行為を調査する場合には、郵政、宅配等の物流運営単位並びに電信業務事業者及びインターネット・サービス・プロバイダは、必要な支援及び協力を与えなければならない。

第42条 国家安全機関の職員は、緊急任務執行の必要のために、職員証の提示を経た上で、公共交通機関への優先乗車、優先通行等の通行上の便宜を享有する。

第43条 国家安全機関の職員は、法により任務を執行する際に、規定により職員証を提示した上で、関係する場所及び単位に立ち入ることができ、国の関係規定に基づき、承認を経て、職員証を提示した上で、立入りが制限されている関係する地区、場所及び単位に立ち入ることができる。

第44条 国家安全機関は、反スパイ業務の必要のために、国の関係規定に基づき、国家安全機関、人民団体、企業・事業組織及びその他の社会組織並びに個人の移動手段、通信ツール、敷地及び建物等を優先使用し、又は法により徴用することができ、必要であれば、関連する作業場及び施設設備を設置することができ、任務完了後は、遅滞なく返却し、又は原状回復し、かつ、規定により相応の費用を支払わなければならない。損失をもた

らした場合には、補償を与えなければならない。

第45条 国家安全機関は、反スパイ業務の必要のために、国の関係規定に基づき、関係人員に通関上の便宜を図り、関係する資料、器材等に対して検査を免除するよう税関、移民管理等の検査機関に要請することができる。関係検査機関は、法によりこれに協力しなければならない。

第46条 国家安全機関の職員が任務を執行したために、又は個人が反スパイ業務の任務執行に協力したために、本人又はその近親者の人身の安全が脅かされた場合には、国家安全機関は、関係部門と共同して、法により必要な措置を講じ、保護及び救助をしなければならない。

個人は、反スパイ業務に支援・協力したために、本人又はその近親者の人身の安全が危険に直面した場合には、国家安全機関に保護を請求することができる。国家安全機関は、関係部門と共同して、法により保護措置を講じなければならない。

個人及び組織が反スパイ業務に支援・協力したために財産の損失に至った場合には、国の関係規定に基づき、補償を与える。

第47条 反スパイ業務のために貢献を果たし、かつ、所属先を手配する必要がある人員に対し、国は、適切な所属先を手配する。

公安、民政、財政、衛生健康、教育、人的資源及び社会保障、退役軍人事務、医療保障、移民管理等の関係部門及び国有企業・事業単位は、国家安全機関が所属先手配業務を適切に行うことに協力しなければならない。

第48条 反スパイ業務を展開し、又は反スパイ業務に支援・協力したために、障害の状態又は犠牲・死亡に至った人員に対しては、国の関係規定に基づき、相応の賞恤・優遇措置を与える。

第49条 国は、反スパイ分野における科学技術のイノベーションを奨励し、反スパイ業務における科学技術の役割を發揮させる。

第50条 国家安全機関は、反スパイに係る専門能力人材の陣容構築及び専門的訓練を強化し、反スパイ業務能力を引き上げなければならない。

国家安全機関の職員に対しては、計画的に政治、理論及び業務研修を行わなければならない。研修では、理論と実践の融合、ニーズに即した教授内容及び実効重視を堅持し、専門的能力を向上させなければならない。

第51条 国家安全機関は、内部監督及び安全審査制度を厳格に執行し、その職員による法律及び紀律遵守等の状況に対して監督を行い、かつ、法により必要な措置を講じて、定期又は不定期に安全審査を行わなければならない。

第52条 いずれの個人及び組織も、国家安全機関及びその職員による職権逸脱、職権濫用及びその他の違法行為について、上級の国家安全機関又は監察機関、人民検察院等の関係部門に告発・告訴する権利を有する。告発・告訴を受理した国家安全機関又は監察機関、人民検察院等の関係部門は、遅滞なく事実を究明し、法により処理し、かつ、処理結果を遅滞なく告発人・告訴人に告知しなければならない。

国家安全機関の業務に支援・協力し、又は法により告発・告訴した個人及び組織に対しては、いかなる個人及び組織も、抑圧及び攻撃報復してはならない。

第5章 法的責任

第53条 スパイ行為を実施した場合において、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第54条 個人がスパイ行為を実施した場合において、なお犯罪を構成しないときは、国家安全機関が警告を与え、又は15日以下の行政拘留に処し、5万元以下の過料を単科又は併科し、違法所得が5万元以上である場合には、違法所得の相当額以上5倍以下の過料を単科又は併科するものとし、かつ、関係部門が法により処分を与えることができる。

他人がスパイ行為を実施していることを明らかに知りながら、その者に情報、資金、物資、役務、技術、場所等の支援・協力を与え、又は蔵匿・隠避した場合において、なお犯罪を構成しないときは、前項の規定により処罰する。

単位が前2項の行為を働いた場合には、国家安全機関が警告を与え、50万元以下の過料を単科又は併科し、違法所得が50万元以上である場合には、違法所得の相当額以上5倍以下の過料を単科又は併科し、かつ、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者について、第1項の規定により処罰する。

国家安全機関は、関連単位・人員による違法の情状及び結果に基づき、法により、関連業務への従事若しくは関連サービスの提供の停止を命ずるよう、又は生産停止・営業停止の命令、関係する証書・許可証の取消し若しくは登記の取消しをするよう関係主管部門に勧告することができる。関係主管部門は、行政処理の実施状況を遅滞なく国家安全機関に報告しなければならない。

第55条 スパイ行為を実施した場合において、自首又は立功表現があったときは、軽きに從つて処罰し、又は処罰を軽減若しくは免除することができる。重大な立功表現があった場合には、報奨を与える。

国外において強迫を受け、又は甘言に騙されてスパイ組織・敵対組織に参加し、中華人民共和国の国家の安全に危害を及ぼす活動に従事した場合において、遅滞なく中華人民共和国の在外機構に対してありのままに状況を説明し、又は入国後に直接、若しくは所在単位を通じ、遅滞なく国家安全機関に対してありのままに状況を説明し、かつ、改悛の姿勢が見られるときは、追及をしないことができる。

第56条 国家機関、人民団体、企業・事業組織及びその他の社会組織が本法の規定どおりに反スパイ安全防止義務を履行しなかった場合には、国家安全機関は、是正を命ずることができる。要求どおりに是正しなかった場合には、国家安全機関は、関連責任者に対して約談を行うことができ、必要であれば、約談の状況を当該単位の上級の主管部門に知らせることができる。危害の結果又は悪影響が生じた場合には、国家安全機関は、警告を与え、批判通達を出すことができる。情状が重大である場合には、責任を負う指導者及び直接責任者について、関係部門が法により処分を与える。

第57条 本法第21条の規定に違反して建設プロジェクトを新設、改築又は拡張した場合には、国家安全機関が是正を命じ、警告を与える。拒絶して是正しない場合又は情状が重大である場合には、建設若しくは使用の停止を命じ、許可証書を暫時差し押さえ、若しくは取り消すか、又は関係主管部門に対して法による処理を勧告する。

第58条 本法第41条の規定に違反した場合には、国家安全機関が是正を命じ、警告を与え、又は批判通達を出す。拒絶して是正しない場合又は情状が重大である場合には、関係主管部門が関連法律法規により処罰を与える。

第59条 本法の規定に違反し、拒絶してデータ取寄せに協力しない場合には、国家安全機関が「中華人民共和国データ安全法」の関係規定により処罰を与える。

第60条 本法の規定に違反し、次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合において、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。なお犯罪を構成しないときは、国家安全機関が警告を与え、又は10日以下の行政拘留に処すものとし、3万元以下の過料を併科することができる。

- (一) 反スパイ業務に関する国家秘密を漏洩したとき。
- (二) 他人がスパイ犯罪行為を働いていることを明らかに知りながら、国家安全機関から関係状況の調査を受け、又は関係証拠の収集を求められた際に、提供を拒絶したとき。
- (三) 国家安全機関が任務を法により執行するのを故意に阻害したとき。
- (四) 国家安全機関が法により封印、差押え又は凍結した財物を隠匿、移転、換金又は損壊したとき。
- (五) スパイ行為の事件に関係する財物であると明らかに知りながら、隠匿し、移転し、買い取り、代わりに販売し、又はその他の方法にてごまかし、若しくは隠蔽したとき。
- (六) 国家安全機関の業務に法により支援・協力した個人及び組織に対して攻撃報復を行ったとき。

第61条 国家秘密に該当する文書・データ・資料・物品を不法に入手・所持し、及び専用スパイ器材を不法に生産・販売・所持・使用した場合において、なお犯罪を構成しないときは、国家安全機関が警告を与え、又は10日以下の行政拘留に処する。

第62条 国家安全機関は、本法により封印、差押え又は凍結した財物に対して、適切に保管し、かつ、次の各号に掲げる状況別に処理しなければならない。

- (一) 犯罪の嫌疑に関わる場合には、「中華人民共和国刑事訴訟法」等の関係する法律の規定により処理する。
- (二) なお犯罪を構成しないが、違法の事実がある場合には、法により没収すべきものについては没収をし、法により廃棄すべきものについては廃棄をする。
- (三) 違法の事実がない場合、又は事件と関係のない場合には、封印、差押え及び凍結を解除し、かつ、関連財物を遅滞なく返還しなければならない。損失をもたらした場合には、法により賠償をしなければならない。

第63条 事件に関係する財物が、次の各号に掲げる事由のいずれかに適合する場合には、法により追徴若しくは没収をし、又は措置を講じて潜在的な危険性を除去しなければならない。

- (一) 違法に得られた財物及びその果実・収益、スパイ行為実施の用に供された本人の財物
- (二) 不法に入手・所持している、国家秘密に該当する文書・データ・資料・物品
- (三) 不法に生産・販売・所持・使用された専用スパイ器材

第64条 行為者がスパイ行為を実施したことにより、行為者及びその近親者又はその他の関連人員がスパイ組織及びその代理人から入手した全ての利益については、国家安全機関が法により追徴、没収等の措置を講ずる。

第65条 国家安全機関が法により収納した過料及び没収した財物は、一律に国庫に上納す

る。

第66条 国外人員が本法に違反した場合には、國務院の国家安全主管部門は、期日までの国外退去を決定し、かつ、その入国を許可しない期間を決定することができる。定められた期日までに国外退去しなかった場合には、国外送還することができる。

本法に違反した国外人員に対し、國務院の国家安全主管部門が国外追放を決定した場合には、国外追放された日から10年間入国を許可せず、國務院の国家安全主管部門の処罰決定を最終決定とする。

第67条 国家安全機関は、行政処罰決定を下す前に、下そうとしている行政処罰の内容及び事実、理由、根拠、並びに当事者が法により享有する陳述、弁明、聴聞要求等の権利を当事者に告知し、かつ、「中華人民共和國行政処罰法」の関係規定により実施しなければならない。

第68条 当事者は、行政処罰決定、行政強制措置決定又は行政許可決定に不服のある場合には、決定書を受領した日から60日以内に、法により再審議を申し立てることができる。再審議決定に不服のある場合には、再審議決定書を受領した日から15日以内に、法により人民法院に対して訴訟を提起することができる。

第69条 国家安全機関の職員が職権を濫用し、職務を懈怠し、私情にとらわれて不正をし、又は不法監禁、拷問による自白強要、暴力による証拠収集、規定に違反した国家秘密・業務秘密・商業秘密及び個人のプライバシー・個人情報の漏洩等の行為を働いた場合には、法により処分を与え、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第6章 附則

第70条 国家安全機関が法律、行政法規及び国の関係規定により、スパイ行為以外で国家の安全に危害を及ぼす行為の防止、制止及び懲罰に係る職責を履行する場合には、本法の関係規定を適用する。

公安機関が国家の安全に危害を及ぼす行為を法による職責履行過程において発見し、及び懲罰する場合には、本法の関係規定を適用する。

第71条 本法は、2023年7月1日から施行する。

（法令原文名称：中華人民共和國反間諜法）